

平成 10 年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調書

事業所管部局		建設省河川局	
計画事業名	都市基盤河川改修事業（平瀬川）	事業担当局	建設局土木建設部河川課
事業採択年度	着手年度 昭和 46 年度	認可・承認等年度	昭和 46 年度
経過年数	28 年	該当条項	事業採択後 10 年を経過
完了予定年度	平成 20 年度	関連事業名	
事業の目的概要課題	事業目的 市民を洪水の被害から守るため、時間雨量 50 ミリ相当の降雨に対する治水安全度の確保を図る。	事業採択時の背景・及び契機 昭和 45 年度に都市小河川改修事業が創設され、一級河川の河川工事が施行可能となった。	
	事業内容 全体事業 7,560m ・護岸改修 7,216m ・トンネル改修 344m 残事業 ・トンネル改修 344m	事業採択（着工、未着手）から基準年を経過している主な理由 ・河川の延長が長いこと ・事業内容が多種であり、事業量も膨大であること ・用地買収に多くの時間を要したこと	
	事業費規模（単位：百万円） 事業費 23,835 （うち国庫補助金 7,945） 残事業費 5,510	現状の課題 平成 10 年度までの事業進捗率は 95% となっており残事業としてトンネル改修を残している。	

評価の概要

本河川の未整備区間は、改修目標流量に対する現況流下能力の割合が 85% と十分ではなく、このため未整備区間の現況の治水安全度が低い状況となっている。

再評価への考え方

本事業は、本市の河川整備事業の重要な位置づけとなっている。
事業着手時と比べ流域の開発が進み、河川整備の必要性等は現在ではさらに高まり、市民を洪水から守るためトンネル改修事業は必要不可欠のものである。

対応方針案

対応方針案（**継続**、中止、休止）

対応方針案の考え方

地元町内会から治水安全度の向上を強く望まれているため、地権者との交渉を引き続き行い、課題解決に向けて努力し、改修事業の推進を図る。